

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の防災リスク

◆洪水の危険性

市の北部には渡良瀬川、南には利根川が流れ、この間を、八瀬川、蛇川、石田川、早川などの一級河川や、葦川、矢場川、休泊堀、岡登その他中小の用水路が、市内を縦走している。中小河川や用水路については、利根川や渡良瀬川のような河川と比べて、豪雨時における水位の上昇や事態の進展が早いことに留意する必要がある。

上記に挙げた河川については、過去より大雨の際にはしばしば氾濫して流域に大きな被害をもたらしており、太田市防災マップによれば、渡良瀬川や利根川の沿川では、浸水深5m～10mの洪水想定区域が広がっており、はん濫が発生した場合には、家屋、設備等に甚大な被害が生じ、復旧の長期化が予想される。

令和元年東日本台風では、利根川を始め市内の河川が増水し、特に石田川、八瀬川では越水が生じるなど、はん濫による危険性が高まる事態が生じたほか、大雨により市内各所で道路冠水や内水による浸水が生じた。

昨今では気候変動に伴い風水害が頻発化、激甚化する傾向にあり、今後においては、堤防などの治水の施設能力を超えるような洪水も発生しかねないこと、内水はん濫の危険性も高まっていることから、そうした事態においても被害を最小限にとどめ早急に事業を復旧できるような体制を整備しておくことが重要となるほか、竜巻等の突風や落雷による建物の損傷や停電についても留意する必要がある。

◆土砂災害の危険性

市は関東平野の北部に位置するため平坦な地形が多いが、市の北東部では、金山丘陵、八王子丘陵が連なり、こうした丘陵山麓では土砂災害による危険性について留意する必要がある。

◆地震の危険性

「群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）」における、県周辺の活断層の分布と断層の特徴について、以下のとおりまとめられている。

県北西部の県境付近には活火山周辺に長さ約4kmの短い活断層が、県北東部の片品川流域には長さ約7～9km程度の活断層（片品川左岸断層）がそれぞれ分布する。

一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められ、周辺の断層を含め関東平野北西縁断層帯を形成している。

県東部における活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に伸びる太田断層が挙げられている。太田断層については、空中写真判読及びトレンチ調査（熊原・近藤，2009）により、長さ約18kmの活断層が認定されている。

上記の内、太田断層、及び関東平野北西縁断層帯における地震では、市域において最大震度6強以上のゆれが想定されるところが分布しているほか、震度7以上が想定される地点も点在している。太田断層による地震の被害想定では、死者約750人、負傷者約3,600人が想定されるほか、建物全半壊約38,600棟、火災焼失約3,500棟と想定されている。

また、上記の活断層による地震のほかにも、茨城県南西部において、特に平成23年東日本大震災以降で地震が多発している状況であり、この地域を震源とした地震や、相模トラフ、南海トラフを震源とする地震や、首都直下地震についても注意が必要である。

◆感染症

新型インフルエンザは、10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

令和3年の群馬県内における1日ごとの新型コロナウイルス感染者数と、7日間平均の感染者数を表したグラフからも、国全体の感染者数と同様な増減を繰り返して、未だ感染を断ち切ることができていない状況が認められる。

当地域は、自動車産業の城下町で労働集約的かつ外国人が多く居住しているため、クラスター発生による操業の一時休止等が懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・太田市新田商工会管内商工業者数

商工業者数	2,289人	管内会員数	901人
小規模事業者数	1,709人	管内会員小規模事業者	744人

- ・管内会員の内訳

業種	事業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
卸売業・小売業	161	127	小規模事業者が多い
宿泊業・飲食サービス業	77	74	小規模事業者が多い
建設業	158	154	藪塚地区に多く立地 小規模事業者多い
製造業	255	196	地区内全域に立地
生活関連サービス業・その他	250	193	地区内全域に立地

(3) これまでの取り組み

①太田市の取組

- ・太田市地域防災計画、太田市事業継続計画(BCP)の策定、各種防災訓練の実施。
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄。
- ・太田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②当商工会の取組

- ・令和元年6月1日に「事業継続計画」を策定。
- ・災害時における地区内事業者の被災状況の把握と行政等への報告。
- ・会員企業へ事業継続力強化計画の策定支援。
- ・会員向け保険制度の周知と加入の促進。
- ・事業者向けBCP策定支援セミナーの開催。
- ・防災備品(非常食、発電機、毛布、懐中電灯等)の備蓄。

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更に、保険や共済に対する助言を行える当商工会指導員等職員が不足している。

また感染症対策において、小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗い、うがいの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

(1) 当商工会としての課題

- ① 災害発生時の対応について、太田市との連絡体制・情報共有・役割分担などが不明確であり、効果的な協力体制が確立されていない。
- ② 当商工会の指導員、職員が災害時の行動規範が十分理解されていないため、災害時に効果的な支援ができない懸念がある。
- ③ 感染症拡大時にリモートワークの導入及び推進などのノウハウをもった人材がいない。
- ④ BCPに係る群馬県商工会連合会、太田商工会議所、損害保険会社など関係機関との連携体制がない。

(2) 小規模事業者への支援に対する課題

- ① 非会員を含めた管内すべての小規模事業者へ「BCP策定支援」「災害対応施策の周知」が不十分なため、計画策定支援が進まない。
- ② 災害時に備えた保険など、専門的に説明できる職員が不足している。

III 目標（当商工会としての行動指針）

地区内の小規模事業者に対し自然災害や感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また発災時、非常時における連絡、情報共有体制の構築を図る。さらに速やかな復興支援が行えるよう、関係機関との連携体制を平時から構築する。

感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行える組織体制を整える。

- ① 太田市と連携を強化するために、平時から災害時の行動・支援活動などの情報共有を進める。
- ② 当商工会が策定した「事業継続計画」の全職員への周知と計画に基づく訓練を実施する。
- ③ BCPに係る損害保険会社や金融機関などと連携、情報共有を進め、災害時からの速やかな復興を支援する。
- ④ 管内小規模事業者に対する「事業継続力強化計画」の認定支援及び「BCP策定」の支援を強化し災害対応力の向上を図る。
- ⑤ 「事業継続計画」については、PDCAに沿って毎年見直しを行い外部環境の変化に対応していく。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施時期

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年1月1日～令和8年12月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と太田市は、下記の通り役割分担及び連携し、平時から小規模事業者が防災・減災に向けた取組を支援し、発災した場合に円滑な小規模事業者への支援ができるように以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

①小規模事業者に対する災害リスク認知の推進

〈当商工会が行う対策〉

1) 窓口・巡回相談時における周知（窓口・巡回件数 1,000 件／年）

- ・太田市が作成した「太田市防災マップ」の活用を促し、地域の被害想定箇所の事前把握を推進する。
- ・太田市が取り組む「おおた安全・安心メール」や「データ放送、LINE を活用した防災広報」の周知を行い、活用促進を図る。
- ・中小企業庁が作成するパンフレットを活用し、普及・啓発を図る。

2) 当商工会会報（4 回程度／年）及びHP等を活用した周知

- ・当商工会の会報に国の施策や小規模事業者が取り組むBCP対策などを紹介する。
- ・管内小規模事業者向けにHP等を活用し、周知する。

3) セミナー等においてBCP対策の周知（セミナー開催1回／年）

- ・小規模事業者向けに事業継続の取組に関するセミナーを開催し、BCP策定に向けた普及啓発や国・県・市の施策の周知や損害保険の紹介等を行う。

〈当市がおこなう対策〉

1) 広報、ホームページ及びオープンマップによる太田市ハザードマップの掲載及び各種関連情報の提供

②当商工会の事業継続計画について職員への周知・徹底

- 1) 「太田市新田商工会事業継続計画」に基づき、全職員に災害時対応マニュアル及び事業継続計画（BCP）を周知・徹底し、災害時の対応を認識させる。

③関係団体等との連携

- 1) 群馬県と包括協定を締結している損保会社と連携し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を開催する。
- 2) 小規模事業者への支援において連携している金融機関や専門家等と経営計画策定等に経営資源の管理、リスクマネジメントについて周知、提案を行う。

④フォローアップ

1) 小規模事業者のBCP等取組状況の確認

- ・窓口、巡回相談時に、BCPや事業継続力強化計画の取組状況について聞き取り調査を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施等

- 1) 自然災害が発生したと仮定し、当商工会と当市との連絡ルート及び被害情報収集の流れの確認を行う。（年1回程度）

2) 情報収集による当該計画の見直し（必要に応じて）を行う。

【2. 発災後の対策】

地震、大型台風、集中豪雨、感染症など大規模災害の発生時には、人命安全確保を最優先とし、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関と共有し対応にあたる。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・災害後、当商工会事業継続計画に基づき、速やかに当商工会職員及び家族の安否確認を行う。
- ・業務従事が可能な場合は、当商工会事業継続計画に基づく任務分担により速やかに地区内事業者の被害状況の把握に努める。
- ・感染症が拡大した場合は、職員の体調管理を行うと共に、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当商工会による感染症対策を徹底する。

② 応急対策の方針決定

- ・当商工会と太田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の連絡体制や役割分担を決める。
- ・当商工会は、被災状況を取りまとめ太田市や群馬県商工会連合会等関係機関に報告する。

(被害状況の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※連絡がとれない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

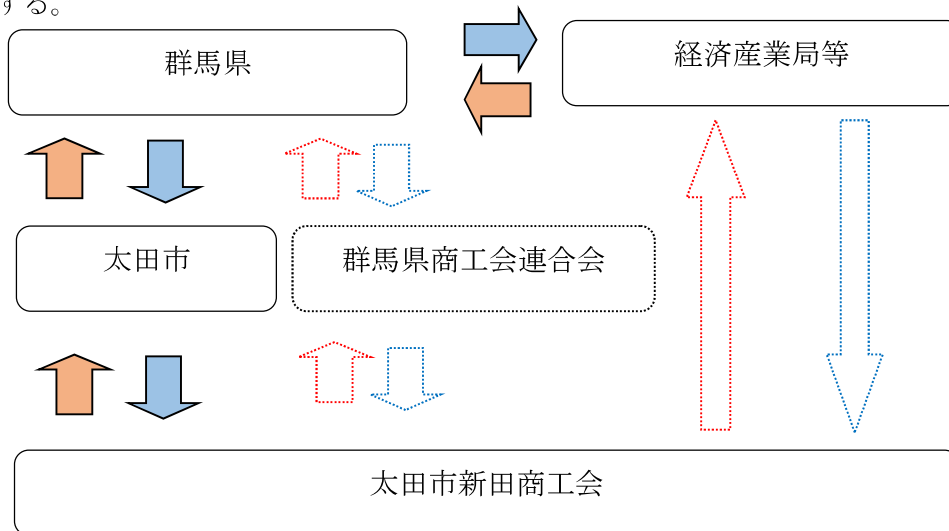
- ・本計画により、当商工会と太田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回程度共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

- ・感染症の拡大時には、リモートワークや交代勤務、積極的な有休消化など体制維持に向けた対策を実施する。

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、太田市と協力し被災地域での活動を行うことを事前に決めておく。
- ・当商工会と太田市が情報を共有したうえで、群馬県や群馬県商工会連合会など関係機関に報告する。



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設
- ・安全が確認された場所において相談窓口対応を行う。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者向けの施策を地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症が拡大した場合、事業活動に影響を受ける、または恐れがある小規模事業者に対し、支援策や相談窓口の開設等を行う。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・国及び群馬県の復興支援方針に従い、当地区の復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免、融資あっせんなどの手続きに必要な「罹災証明」について周知、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県に報告する。

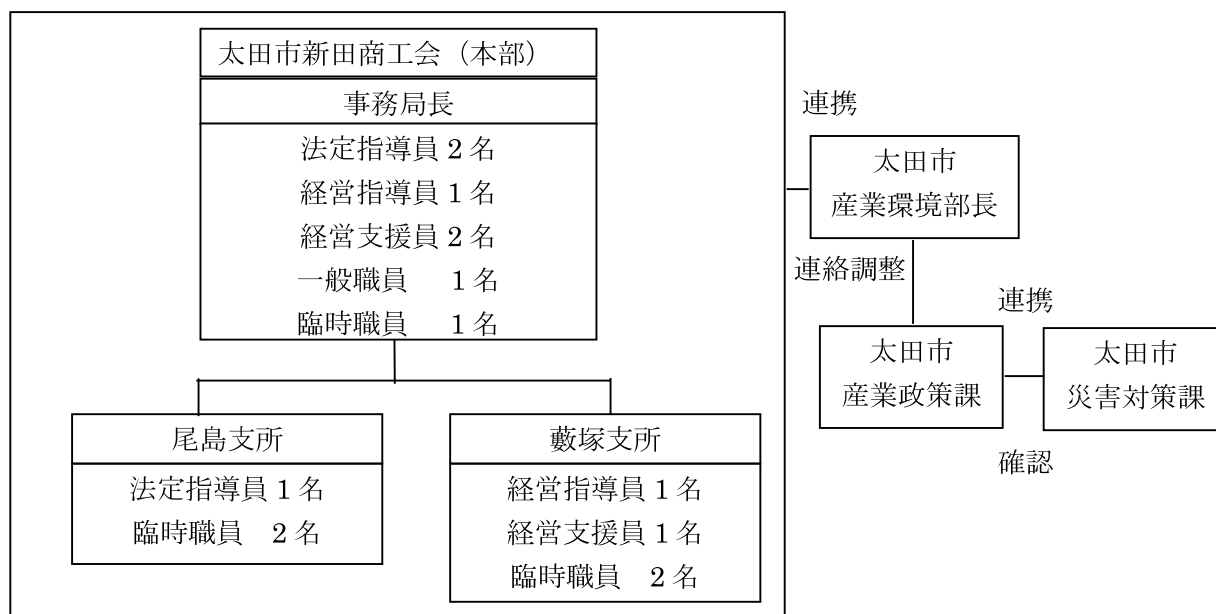
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員：國定 諭 連絡先：太田市新田商工会 TEL0276-57-3535

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

1) 本計画の企画及び実行

2) 本計画遂行に係るサポートやアドバイス

3) 本計画の進捗状況の確認、見直し等フォローアップ (年1回程度)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

太田市新田商工会

〒370-0341 太田市新田金井町 607

TEL0276-57-3535 Fax0276-57-3536 e-mail/onitta@ons.or.jp

②関係市町村

太田市役所 産業環境部 産業政策課

〒373-8718 太田市浜町2番35号 TEL: 0276-47-1834 FAX: 0276-47-1881

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
セミナー開催費	50	50	50	50	50
専門家派遣費	50	50	50	50	50
チラシ制作費	30	30	30	30	30
その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、群馬県補助金、太田市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的アドバイス
連携して事業を実施する者の役割
〈連携者名〉 ぐんま共済協同組合 太田支店 住 所：〒373-0853 太田市浜町 3-6 太田商工会議所内 支店長：小芝 充宏 〈役 割〉 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
<pre>graph TD; A[セミナー 相談会] --- B[ぐんま共済協同組合 太田支店]; B --> C[太田市新田商工会]; B --> D[事業継続力強化支援]; B --> E[災害保険情報提供]; C --> F[小規模事業者]; D --> F; E --> F;</pre>